

# 郡山市土地区画整理組合補助金交付要綱

平成26年11月14日制定

平成30年9月26日一部改正

令和4年11月1日一部改正

[都市構想部区画整理課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、地価の下落等により事業収支に大きな影響を受け事業運営が困難な状況となっている土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第2項の規定による土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する土地区画整理組合（以下「組合」という。）が事業の完遂を図るために必要な措置を講じる場合、予算の範囲内において郡山市土地区画整理組合補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象組合)

第2条 補助の対象となる組合は、事業の完遂を図るため、組合員からの賦課金の徴収等による収入確保、支出の削減等の自助努力を行うとともに、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停、私的整理等により債権者の協力を得る等の取組を十分に講じていると認められる組合とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、法第43条に規定する借入金（利子を除く。）の返済に要する経費及び法第14条第1項に規定する事業計画（以下「計画」という。）に定める事業の完遂を図るため必要と認められる調査設計費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の限度額は、別表により算定した額又は第2条に規定する収入確保の取組みにより得られると認められる額に計画に定める公共減歩率を乗じて得た額のいずれか低い方を限度とし、補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 組合の定款及び処務規程等
- (2) 事業の完遂に向けた組合の取組（以下「取組」という。）が分かるもの

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 補助事業等事業計画の細部の変更であって、補助金の増額を伴わない変更

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。
- (3) 交付決定の日の属する月の翌月から補助事業等事業計画書に記載した事項の進捗状況について毎月報告書を作成し、当該月の翌月の10日までに市長に提出すること。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、2回に分けて交付するものとする。この場合において、補助金の額のうち2分の1以内の額（円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）は交付決定後請求があったときに交付するものとし、残りの額は第2条に規定する事業の完遂に向けた取組を講じたと認められ請求があったときに交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受ける者は、当該補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は当該補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等事業報告書
- (2) 取組について総会又は総代会の議決を経たことを証する書面
- (3) 取組により収入の確保、支出の削減等が図られたことを証する書面
- (4) 取組により債権者の協力が得られたことを証する書面
- (5) 取組を講じたことを証する書面等

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月26日から施行し、改正後の郡山市土地区画整理組合補助金交付要綱の規定は、平成30年度分以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成4年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助額算定対象	補助限度額
区画道路で幅員が6mを超える部分	(1) 補助額の算定対象となる用地の面積（平方メートル）に事業施行前の宅地の平方メートル当たりの平均単価を乗じて得た用地費相当額の10分の3 (2) 区画道路の工事に要する経費を区画道路の用地の面積（平方メートル）で除した値に、補助額の算定対象となる用地の面積（平方メートル）を乗じて得た工事費相当額の2分の1

公園面積が施行地区の3%を超える部分	補助額の算定対象となる用地の面積（平方メートル）に事業施行前の宅地の平方メートル当たりの平均単価を乗じて得た用地費相当額の10分の3
調節池及び調整池	補助額の算定対象となる用地の面積（平方メートル）に事業施行前の宅地の平方メートル当たりの平均単価を乗じて得た用地費相当額の10分の3